

平成 30 年度 第2回

高知市高齢者保健福祉計画推進協議会

資料

日時 : 平成 31 年 3 月 22 日 (金) 18:30~20:30

場所 : 総合あんしんセンター 3階 中会議室

目 次

	ページ
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会委員名簿	1
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例	2
高齢者保健福祉計画の施策体系	4
報告事項	
1. 第2期地域福祉活動推進計画(2019～2024 年度)	5
2. 高齢者保健福祉計画の進捗状況	15
(1)【基本目標1】生活支援サービスの充実	15
(2)【基本目標2】重度の要介護状態になっても 安心して暮らし続けられる支援	16
(3)【基本目標4・5】介護保険事業の運用の見直し等	17
(4)【基本目標5】地域高齢者支援センター再編・強化	20
別紙資料:	
資料1. 第2期地域福祉活動推進計画(2019～2024 年度)概要版	
資料2. 「旭やるかいニュース」	
資料3. 「在宅(療養)生活支援リーフレット」	
資料4. 高知市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (平成30～32年度)進捗状況	

高齢者保健福祉計画推進協議会 委員名簿

任期:平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

	所属	役職等	委員氏名
1	高知県ホームヘルパー連絡協議会	副会長	川田 麻衣子
2	高知市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	北岡 廣明
3	公益社団法人認知症の人と家族の会 高知県支部	世話人	小笠原 千加子
4	高知市居宅介護支援事業所協議会	会長	神明 泰子
5	一般社団法人 高知市歯科医師会	副会長	高橋 豊
6	公益社団法人 高知県薬剤師会	副会長(高知市 薬剤師会会長)	寺尾 智恵美
7	高知県医療ソーシャルワーカー協会	会長	中本 雅彦
8	NPO 法人高知市身体障害者連合会	会長	中屋 圭二
9	高知市老人クラブ連合会	会長	西村 和彦
10	公募委員		福島 由紀
11	高知県老人福祉施設協議会	副会長	福田 晃代
12	公益社団法人 高知市シルバー人材センター	事務局長	藤原 好幸
13	公募委員		堀川 武志
14	社会福祉法人高知市社会福祉協議会	常務理事兼 事務局長	舩田 郁男
15	公募委員		松村 謙治
16	公益社団法人高知県理学療法士協会	代表理事(会長)	宮本 謙三
17	国立大学法人 高知大学	教授	安田 誠史
18	一般社団法人 高知県作業療法士会	理事(事務局長)	矢野 勇介
19	公募委員		山根 喜美子
20	一般社団法人高知市医師会	理事	山村 栄一

●高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例

(平成27年4月1日条例第47号)

(設置)

第1条 高知市高齢者保健福祉計画(以下「高齢者保健福祉計画」という。)及び高知市介護保険事業計画(以下「介護保険計画」という。)の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進の方策に関すること。
- (4) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の見直しに関すること。
- (5) 高齢者保健福祉計画と介護保険計画との調和に関すること。
- (6) その他高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の役職員
 - (3) 市民
 - (4) その他市長が特に必要と認める者
- 2 前項第3号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)において審査する。
- 3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

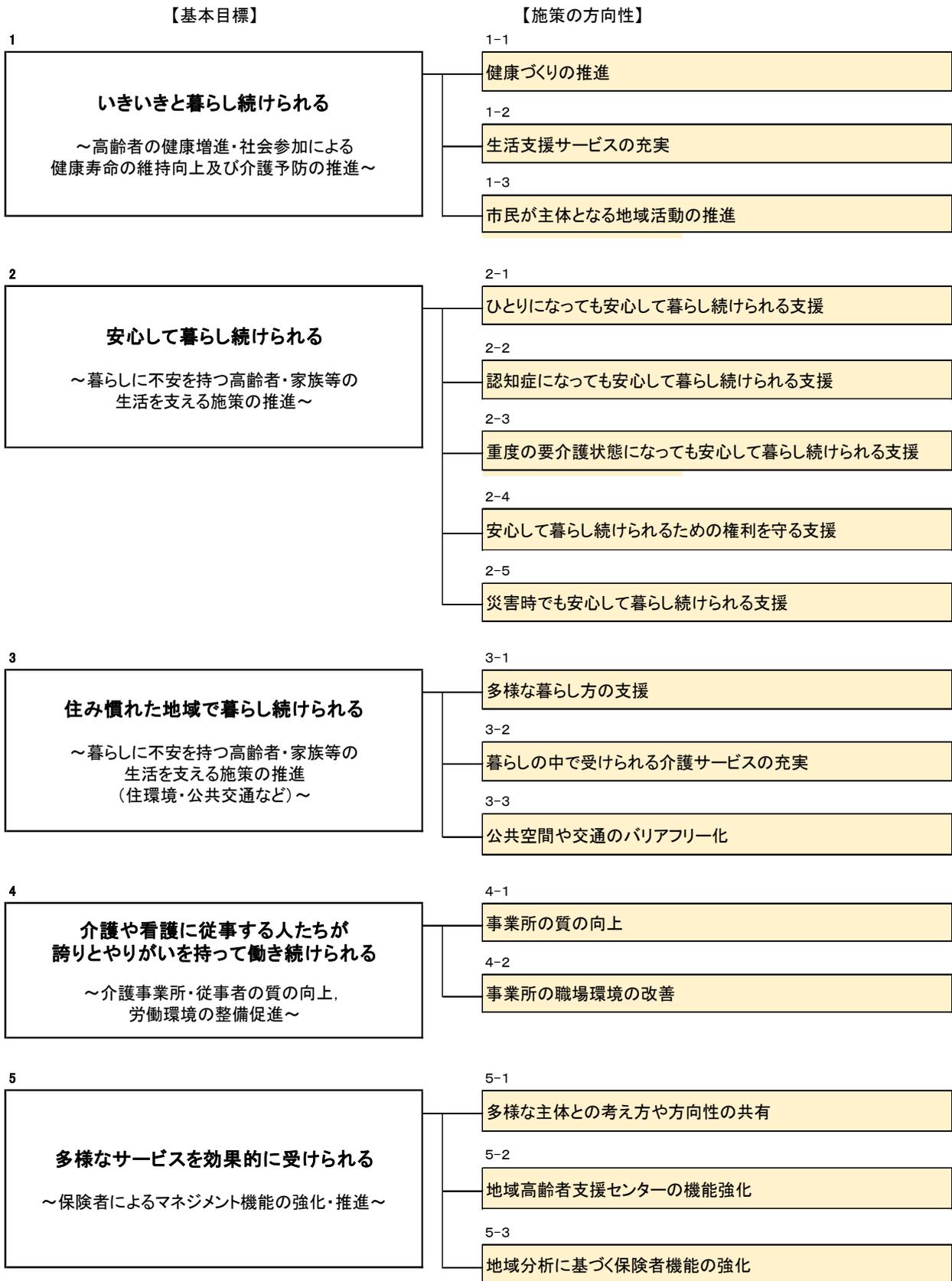
(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において置かれていた高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(高知市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱(平成6年7月26日制定)の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。)は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

●高齢者保健福祉計画の施策体系

基本理念 : 『 **ちいきぐるみの支え合いづくり** 』



<報告事項>

1. 第2期地域福祉活動推進計画（2019～2024年度）

⇒別紙資料1参照

第2期高知市地域福祉活動推進計画について (2019~2024年度)

高知市健康福祉部
健康福祉総務課

これからの取り組み

- (1) 庁内連携体制の強化**
- (2) 「地域力の強化」と「包括的支援体制づくり」**
- (3) 社会資源情報収集・提供体制の構築**

(1) 庁内連携体制の強化

- 庁内横断的な施策の企画や調整など，協働の中核を担う機能を持った部署を新設。
- 市役所内外を問わず，各分野の相談支援担当者が，複合課題や狭間の課題解決に向け分野を超えた調整会議を開催する際などに，必要に応じ支援を行う。
- 全庁的な取り組み体制を，必要に応じ段階的に整備していく。

(2) 「地域力の強化」と「包括的な支援体制づくり」

- 住民に身近な圏域に、様々な困りごとを相談できる「（仮称）なんでも相談窓口」を設置し、行政と地域住民を含む多様な主体が協働して「つながり」のある支援ができる仕組みを構築するなど、「地域力の強化」に努める。 ⇒ **「身近な地域の相談窓口」の設置（モデル的試行）**
- 課題解決への支援にあたっては、フォーマルおよびインフォーマルの様々な分野の関係機関が連携することが重要であることから、新設される部署において、その調整をおこない、ネットワークづくりなど包括的な支援体制の構築を図る。

「地域力の強化」

ア 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

※「生活支援体制整備事業」（地域ケア会議等）との調整必要

ステップⅠ 「自分や家族が暮らしたい」という地域を考える



住民を中心とした
話し合いの場, 集いの場 など . . .



ステップⅡ 自分の住んでいる地域の課題や社会資源について知る



学習会, 勉強会 など . . .



ステップⅢ 課題解決のために足りない社会資源や仕組みを創り出す



地域住民主体の
「見守り」「生活支援」の仕組みづくり

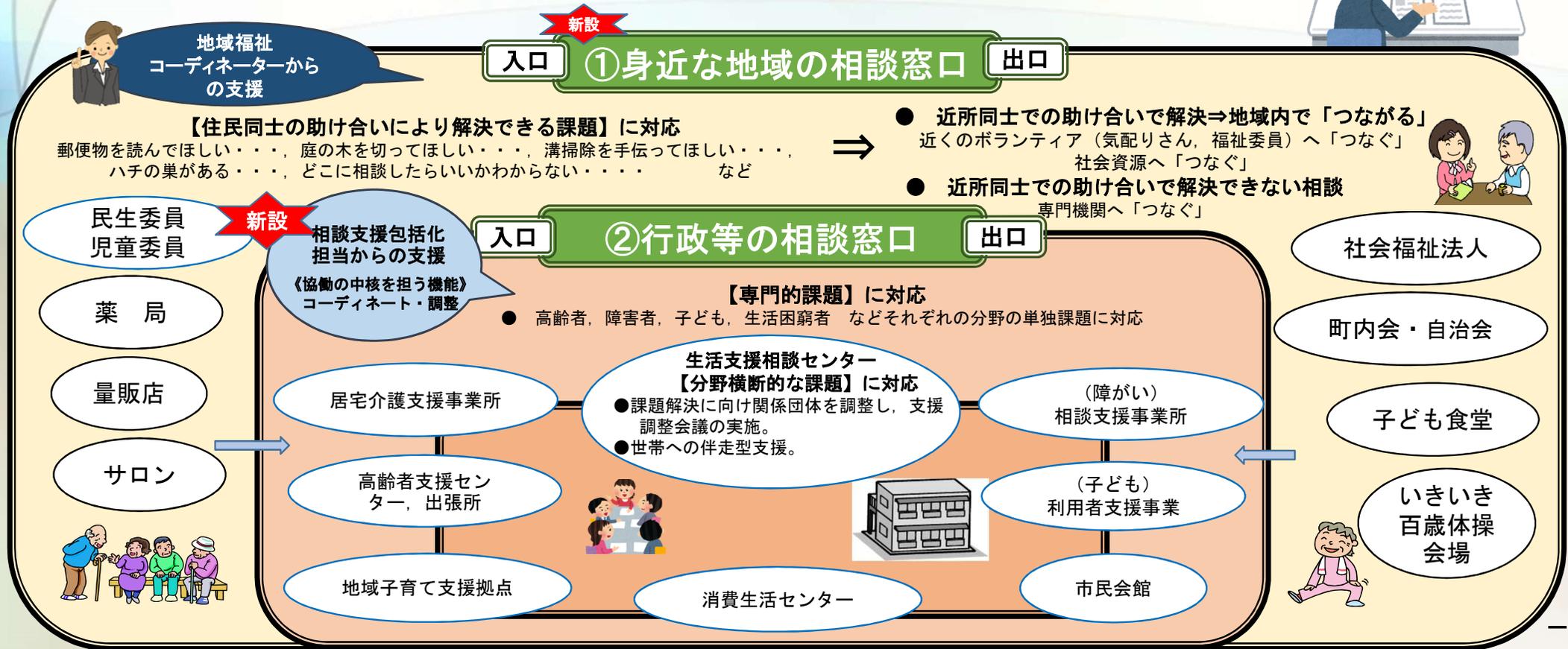


地域福祉の推進

「地域力の強化」

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

- ①「身近な地域の相談窓口」 ②「行政の相談窓口」は、「なんでも相談窓口」機能を持ちとりあえず相談を聞く。
- 相談内容に応じ、対応機関へ「つなぐ」。⇒「アセスメントシート」など使用。
- **新設** 相談支援包括化担当は、②「行政の相談窓口」への支援（見立て・同行訪問・関係機関調整）を行う。



「（仮称）なんでも相談窓口」設置の概要

《 地域共生社会の実現，地域包括ケアシステムの構築に向けて 》

- 少子高齢化や核家族化，地域のつながりの希薄化などにより，本来なら家族や近隣同士の助け合いで解決できるような課題や福祉制度に該当しない課題を抱え，相談先もなく，地域で暮らしている世帯が顕在化してきている。
- そういった行政などの専門相談支援機関に相談しづらい困りごとやどこに相談したらいいかわからない困りごとを，気軽に相談できる場をつくり，その内容に応じて地域のボランティアの支援や専門機関につなげるなど，住民同士でお互いに支え合いながら地域で自立した生活を維持するために必要な支援を，必要としている方に提供できる仕組みの構築が求められている。
- また，「（仮称）なんでも相談窓口」で把握した地域課題を整理し，地域の住民・多様な主体・行政などで共有する場を設け，その解決策の検討をすることで，住民同士や社会福祉法人などの見守りや生活支援など足りない社会資源の創設につなげ，地域が自然につながる仕組みの構築を目指す。
- この相談窓口が，地域住民にとって，
「あそこに行けば，なんとかなる」と思える場・・・
地域が「つながる」場・・・地域の「プラットフォーム」に！

【設置の 背景と目的】

「（仮称）なんでも相談窓口」設置の概要

【協力依頼先】	薬局（高知県・市薬剤師会理事会で協力依頼⇒OK） ※すでに相談窓口活動をしているところあり。⇒その活動を活かす。 （まちかど相談薬局・高知家健康支援薬局・なんでも相談など）
【対象者】	全市民
【開設時期】	平成31年7月予定（※準備状況により変更あり）
【設置 予定地区】	旭 ・ 一宮 ・ 江ノ口西 ・ 春野 ・ 三里 ※平成31年度はモデル的試行として5地区で実施 ※段階的に広げ、市内40か所の設置を目指す（第2期地域福祉活動推進計画指標）
【その他】	《基本的な考え方》 ○現在ある地域の資源を活用する（場所・人など） ⇒ <u>新しいものは作らない</u> ○地域に目を向けてみると・・・⇒ <u>すでに、なんでも（困りごと）相談窓口をしている専門職、 会社の方々がいます！！</u> ○「身近な地域の相談窓口」で、地域内での助け合いやインフォーマルサービスにより解決できる課題に対応 ⇒「受け皿」（つなぎ先）の確保なしには窓口の設置はできない。 まずは、その地域の社会資源（つなぎ先）の把握・整理 ○「その地域内での支援（住民同士の助け合いやインフォーマルサービス）により解決する」ことで、支援する側の住民や多様な主体は、自然に地域の課題がわかってくる！ ⇒ <u>地域主体の新しい互助の仕組みや、社会資源の創出へ</u>

(3) 社会資源情報収集・提供体制の構築

- 日常生活の問題解決にあたっては、公的サービスだけでなく、既に地域にある民間のサービスやサロンをはじめとする地域活動など社会資源情報を知り、自ら選択することが大切。
- 支援する側においても、地域の社会資源情報を把握し、支援する際に活用することが求められている。
- 同時にボランティア情報なども提供し、ボランティア活動や地域活動に参加しやすい環境を整える必要がある。
- 地域の様々な社会資源情報を収集し提供できる仕組みを構築し、足りない社会資源を創り出すことのできる環境を整備する。



- 障害、高齢、子どもなどそれぞれの分野で把握している社会資源情報をとりまとめ、市民向けおよび支援者（専門職）向けに情報提供する。
- 社会資源の情報収集・管理および提供（方法、ツールなど）について、公募型プロポーザルにより提案いただき業務委託をし、2000年1月頃からの運用を目指す。

2. 高齢者保健福祉計画の進捗状況

(1) 【基本目標 1】

生活支援サービスの充実

⇒ 別紙資料 2 参照

(2) 【基本目標 2】

重度の要介護状態になっても

安心して暮らし続けられる支援

⇒ 別紙資料 3 参照

(3) 【基本目標 4・5】
介護保険事業の運用の見直し等

【介護人材不足への対策】

多角的に解決に向けた施策を展開

＜サテライトを活用すると＞

- 実態に応じ、効率的なサービス拠点を展開できる
- 本体となる、本体事業所との兼務が可能な職種もあり、人材の効率的な配置と有効活用が可能となる

事業者メリットが高まり、介護の「量」を確保しやすい

重要

同時に考える必要

介護の「質」を維持・向上できる体制作り

質が下がり、利用者やケアマネジャーに選ばれないサテライトにならない！

高知市を超えた一部圏域（後述）についてもサテライト設置を認めることで、高知県内の圏域レベルで地域包括ケアシステムの更なる発展を目指す。

高知市の
介護人材
不足問題

新

（サテライト）

サテライトの設置許可方針を定め、介護の「量」と「質」を安定的に確保するための道筋の一つとする。

（こうち介護カフェ）

介護に携わる者が、「悩みの共有や解決」「情報交換」が出来る“横のつながりの場”を設けることで、離職防止・職場定着・新規人材確保を目指す。

（処遇改善）

介護職員の社会的・経済的な評価を高め、キャリアアップの仕組みの構築等を通じ、新規人材の確保と定着を目指す。

高知市施策

国施策

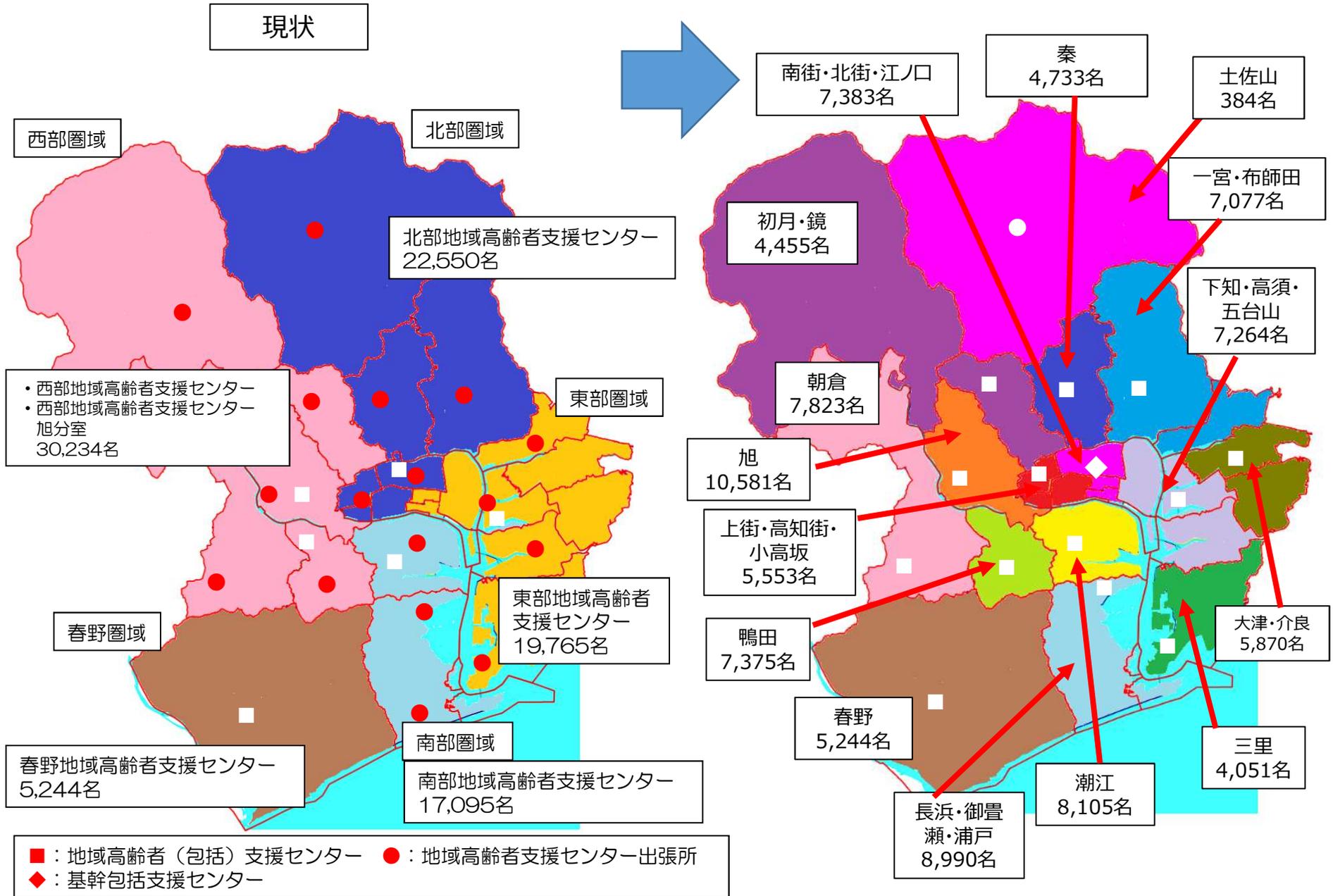
(4) 【基本目標5】

地域高齢者支援センター再編・強化

地域包括支援センター現状と再編案

現状

再編案



地域包括支援センター配置（案）

No	形態	委託名称等	担当大街と高齢者数			大街・高齢者数	配置職員数
			上街	高知街	小高坂		
1	委託又は直営	上街・高知街・小高坂 地域包括支援センター	上街 1,085	高知街 1,626	小高坂 2,842	3 5,553	3
2		下知・高須・五台山 地域包括支援センター	下知 3,458	高須 2,813	五台山 993	3 7,264	4
3		旭街地域包括支援センター	旭街 10,581			1 10,581	5
4		潮江地域包括支援センター	潮江 8,105			1 8,105	4
5		三里地域包括支援センター	三里 4,051			1 4,051	3
6		一宮・布師田地域包括支援センター	一宮 6,574	布師田 503		2 7,077	4
7		秦地域包括支援センター	秦 4,733			2 4,733	3
8		初月・鏡地域包括支援センター	初月 3,902	鏡 553		2 4,455	4
9		朝倉地域包括支援センター	朝倉 7,823			1 7,823	4
10		鴨田地域包括支援センター	鴨田 7,375			1 7,375	4
11		長浜・御畳瀬・浦戸 地域包括支援センター	長浜 8,345	御畳瀬 205	浦戸 440	3 8,990	5
12		大津・介良地域包括支援センター	大津 2,621	介良 3,249		2 5,870	3
13		南街・北街・江ノ口 地域包括支援センター	南街 1,007	北街 1,070	江ノ口 5,306	3 7,383	4
14		春野地域包括支援センター	春野 5,244			1 5,244	3
15		とさやま出張所	土佐山 384			1 384	1
全体合計						94,888	54

※高齢者数はH30年4月現在

- ◎直営の包括支援センターを複数個所配置する
- ◎大街ごとを基本として分解しない。
- ◎今後、人員体制や財政面を含めて総合的に判断する。
- ◎鏡は出張所扱いとし、1名配置する。
- ◎土佐山は直営で出張所配置

1. 高齢者支援課

社会参加促進担当・高齢者福祉担当

- ①権利擁護（虐待対応支援，成年後見関係）
- ②軽費・養護老人ホーム，生活支援ハウス・高齢者住宅関係
- ③木村会館等施設管理
- ④高齢者福祉関連事業

介護予防支援担当

- ①介護予防・日常生活支援総合事業
- ②一般介護予防事業
- ③地域ケア会議開催調整
- ④認知症総合支援事業
- ⑤生活支援体制整備事業（一層協議体・コーディネーター）
- ⑥各センター統括

2. 地域高齢者支援センター

- ①総合相談
- ②介護予防ケアマネジメントプラン作成
- ③予防給付ケアマネジメントプラン作成
- ④権利擁護（虐待対応等）
- ⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ⑥地域ケア会議開催
- ⑦認知症総合支援事業（認知症初期集中支援チーム）
- ⑧生活支援体制整備事業（二層協議体・コーディネーター）
- ⑨在宅医療・介護連携
- ⑩適正化事業（プラン点検及びヒアリング）

3. 地域高齢者支援センター出張所

- ①総合相談
- ②一般介護予防支援（いきいき百歳等の地域活動支援）

4. 委託居宅事業所

- ①介護予防ケアマネジメントプラン作成
- ②予防給付ケアマネジメントプラン作成

1. 高齢者支援課

- ①権利擁護（成年後見関係）
- ②軽費・養護老人ホーム，生活支援ハウス・高齢者住宅関係
- ③木村会館等施設管理
- ④高齢者福祉関連事業

2. 地域包括支援センター統括部門

- ①介護予防・日常生活支援総合事業
- ②一般介護予防事業
- ③地域ケア会議開催調整
- ④認知症総合支援事業
- ⑤生活支援体制整備事業（一層協議体・コーディネーター）
- ⑥権利擁護（虐待対応支援）
- ⑦委託包括支援センター統括（活動支援・協議，同行等）
- ⑧委託包括支援センター職員研修等人材育成
- ⑨市役所内外関係機関との連携調整
- ⑩適正化事業（プラン点検及びヒアリング）

3. 地域包括支援センターケアプラン作成部門

- ①予防給付ケアマネジメントプラン作成
- ②介護予防ケアマネジメントプラン作成

4. 地域包括支援センターサブセンター（委託・直営）

- ①総合相談（対象者を限定しない地域の相談窓口）
- ②一般介護予防支援（いきいき百歳等の地域活動支援）
- ③権利擁護（虐待対応等）
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ⑤地域ケア会議開催
- ⑥認知症総合支援事業（認知症初期集中支援チーム）
- ⑦生活支援体制整備事業（二層協議体・コーディネーター）
- ⑧在宅医療・介護連携
- ⑨介護予防ケアマネジメントプラン作成

5. 委託居宅事業所

- ①介護予防ケアマネジメントプラン作成
- ②予防給付ケアマネジメントプラン作成

高知市基幹・地域包括支援センター体制（案）

高知市地域包括支援センター

地域包括支援センター統括部門（基幹包括）

センター長、副センター長

東ブロック
担当 3名

西ブロック
担当 3名

南ブロック
担当 3名

北ブロック
担当 3名

役割

- ①介護予防・日常生活支援総合事業
- ②一般介護予防事業
- ③地域ケア会議開催調整
- ④認知症総合支援事業
- ⑤生活支援体制整備事業（一層協議体・コーディネーター）
- ⑥権利擁護（虐待対応支援）
- ⑦委託包括支援センター統括（活動支援・協議、同行等）
- ⑧委託包括支援センター職員研修等人材育成
- ⑨市役所内外関係機関との連携調整
- ⑩適正化事業（プラン点検及びヒアリング）

配置人員

センター長
副センター長
管理担当
ブロック担当 各 3名
想定人員：22名

ケアマネジメントプラン作成部門

配置人員

ケアプラン統括担当

東ブロック担当

西ブロック担当

南ブロック担当

北ブロック担当

想定人員：43名

役割

- ①介護予防ケアマネジメントプラン作成
- ②予防給付ケアマネジメントプラン作成

※プラン作成は民間居宅に一部委託

地域包括支援センター（地域包括 市内14箇所）

東ブロック（3）

高須・五台山・下知センター：4名
大津・介良センター：3名
三里センター：3名

西ブロック（4）

旭センター：5名
初月・鏡センター：4名
※鏡については出張所形式
朝倉センター：4名
鴨田センター：4名

南ブロック（3）

潮江センター：4名
長浜・御置瀬・浦戸センター：5名
春野センター：3名（直営）

北ブロック（4）

上街・高知街・小高坂センター：3名
南街・北街・江ノ口センター：4名（直営）
一宮・布師田センター：4名
秦センター：3名
とさやま出張所：1名

役割

- ①総合相談（対象者を限定しない地域の相談窓口）
- ②一般介護予防支援（いきいき百歳等の地域活動支援）
- ③権利擁護（虐待対応等）
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ⑤地域ケア会議開催
- ⑥認知症総合支援事業（認知症初期集中支援チーム）
- ⑦生活支援体制整備事業（二層協議体・コーディネーター）
- ⑧在宅医療・介護連携

配置人員

センター配置職員：53名
出張所職員：1名

総計：54名
（委託：46名 直営：8名（とさやま出張所含む））

⑨介護予防ケアマネジメントプラン作成

高知市地域包括支援センター構成（案）

管理部門

センター長、副センター長

ケアプラン統括担当

基幹機能部門 （市直営）

東ブロック
担当 3名

西ブロック
担当 3名

南ブロック
担当 3名

北ブロック
担当 3名

地域包括部門 （委託又は 市直営）

東ブロック（3）
高須・五台山・下知センター：4名
大津・介良センター：3名
三里センター：3名

西ブロック（4）
旭センター：5名
初月・鏡センター：4名
※鏡については出張所形式
朝倉センター：4名
鴨田センター：4名

南ブロック（3）
潮江センター：4名
長浜・御豊瀬・浦戸センター：5名
春野センター：3名（直営）

北ブロック（4）
上街・高知街・小高坂センター：3名
南街・北街・江ノ口センター：4名（直営）
一宮・布師田センター：4名
秦センター：3名
とさやま出張所：1名

ケアプラン作成部門 （市直営） 一部民間居宅委託

ケアプラン作成
東ブロック担当

ケアプラン作成
西ブロック担当

ケアプラン作成
南ブロック担当

ケアプラン作成
北ブロック担当

高知市地域包括支援センター 移行スケジュール（案）

平成31年度
東部・北部地域高齢者支援センター圏域委託

平成32年度
西部・南部・春野地域高齢者支援センター圏域委託

平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・基幹・委託地域包括支援センター業務内容・体制検討 	<ul style="list-style-type: none"> 4月～7月中旬 ・委託プロポーザルによる業者選定 	<ul style="list-style-type: none"> 4月～7月中旬 ・委託プロポーザルによる業者選定
<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度予算要求 ・委託プロポーザル準備 	<ul style="list-style-type: none"> 8月～平成32年1月 ・職員研修 委託業務マニュアル研修 地域活動に関する研修 虐待対応研修 など ・業務引継 	<ul style="list-style-type: none"> 8月～平成33年1月 ・職員研修 委託業務マニュアル研修 地域活動に関する研修 虐待対応研修 など ・業務引継
<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有管理システム開発準備 	<ul style="list-style-type: none"> 平成32年2月 ・センター配置 現在の東部・北部高齢者支援センター地区 ・新情報共有管理システム開発・稼働 	<ul style="list-style-type: none"> 平成33年2月 ・センター配置 現在の西部・南部・春野高齢者支援センター地区